

原目配水池更新事業 入札説明書に関する質問回答

No	ページ	大項目	中項目	小項目	細項目	項目名	質問の内容	回答
1	4	第1	1	(10)		予定価格	積算基準日は公告日の2024年4月22日ですか。	2024年10月時点です。
2	5	第2	2	(1)	表2	事業者の募集・選定スケジュール	「提案書の受付」以降、落札者決定までの間、勘違い等で、要求水準が満たされていない部分が発覚した場合、ご連絡いただき、再度検討提出する事は可能でしょうか？	落札者決定基準P.1 第2 2 (3) に示すとおりです。
3	5	第2	2	(1)	表2	事業者の募集・選定スケジュール	「現地視察」とは別に、よりよい提案を行うための「現場調査」の機会は与えられないのでしょうか。できれば、数回お願いしたいです。	資格審査後、改めて現地調査の機会を検討します。
4	5	第2	2	(1)	表2	事業者の募集・選定スケジュール	提案内容に関する個別の質問の機会、いわゆる「技術対話」は設けないのでしょうか。発注者と提案者の誤解を防ぐためにも必要と考えています。	技術対話は設けません。
5	5	第2	2	(1)	表2	事業者の募集・選定スケジュール	「開札」の後に「提案書に関するヒアリング」が設定されていますが、この意図をお聞かせください。	落札者決定基準P.2 第2 2 (4) に示すとおりです。
6	5	第2	2	(1)	表2	事業者の募集・選定スケジュール	提案書提出までの期間に質問の機会を設けていただけませんかでしょうか。	質問の機会は設けません。
7	5	第2	2	(1)	表2	事業者の募集・選定スケジュール	質問締め切り後に公表された情報や、新たに生じた疑問等に関する問い合わせ方法はありますでしょうか。	質問回答6をご参照ください。
8	7	第2	2	(2)	エ	資格審査結果の通知	入札参加資格審査の結果は、「令和6年7月31日まで」に、書面にて通知するとありますが、公告4(4)では、「令和6年7月31日(水)」に通知するとあります。7月31日までとの理解でよろしいのでしょうか。また、審査結果を通知する書面の到達方法についても、ご教示ください。	ご理解のとおりです。また、書面は郵送にて送付します。
9	8	第2	2	(2)	キ	提案書に関するヒアリングの実施	要求水準を満足している提案書のヒアリングで、局の要望が発生した場合、その増減はどのように取り扱うのでしょうか。	ヒアリングでは局から要望する予定はありません。提出された提案書の内容で審査します。
10	8	第2	3	(1)	ア	入札参加者の備えるべき参加資格要件	本事業の入札参加者は、設計・工事業務を共同企業体で行う企業として記載されており、甲型、乙型等の形態の指定がありません。形態の指定はないとの理解でよろしいのでしょうか。	ご理解のとおりです。

原目配水池更新事業 入札説明書に関する質問回答

No	ページ	大項目	中項目	小項目	細項目	項目名	質問の内容	回答
11	8	第2	3	(1)	ア・ク	入札参加者の備えるべき参加資格要件	<p>1) 本事業の入札参加者は、小項目アでは設計・工事業務を共同企業体で行う企業と記載されていますが、小項目クにおいて、機械工事、建築工事、電気工事業務及び設計業務などは、協力企業による実施を認めると記載されています。設計業務は協力企業による実施が可能との理解でよろしいでしょうか。</p> <p>2) 設計業務の協力企業にて実施する場合、市内業者の優先的な活用の対象となっていないとの理解でよろしいでしょうか。</p>	いずれについても、ご理解のとおりです。
12	12	第2	4	(4)		事業者を選定しない場合	「公的財政負担の縮減の達成が見込めない」とありますが、具体的にどのような事態を想定されているのでしょうか。	予定価格を超える入札価格の場合を想定しています。
13	14	第3	2			業務分担と予想されるリスク分担	リスク分担で「基本設計」について発注者の分担となっていますが、事業者は基本設計記載事項を忠実に守る必要があるのでしょうか。事業者の創意工夫が発揮されないことが危惧されます。	基本設計を忠実に守る必要はありません。ただし、要求水準書を満たす必要があります。
14	14	第3	2			業務分担と予想されるリスク分担	リスク分担で「基本設計」について発注者の分担となっていますが、その内容に不備があった場合は当然のことながら、発注者の責となります。しかし、それが明確になるのは詳細設計後の工事段階となることが考えられ、詳細設計の責にされてしまうことを危惧します。事業者側が改めて「基本設計」を行う必要があると考えますがいかがでしょうか。	事業期間、予定価格等に支障のない範囲において、基本設計を行うことは可とします。
15	14	第3	8			市による事業の実施状況のモニタリング	事業契約に定められています。これは、履行確認という認識ですが、詳しくモニタリング方法、内容について御教授願います。	【様式IV-8】にて、事業者が提案するセルフモニタリング方法をもとに、市がモニタリングを行います。
16	15	第3	8			市による事業の実施状況のモニタリング	「事業者の提供する設計・工事業務に係るサービスが十分に達せられない場合」とありますが、具体的にどのような事を想定されていますか。	要求水準および事業者提案を満たしていないことが確認された場合です。

原目配水池更新事業 入札説明書に関する質問回答

No	ページ	大項目	中項目	小項目	細項目	項目名	質問の内容	回答
17	24	別紙2	1	1.4		アスベスト調査	調査後、アスベスト除去が必要となった場合、費用は発注者負担ということでしょうか？ 3.8 環境汚染物質での記載との整合性（負担者欄：事業者●となっている点）	ご理解のとおりです。 リスク分担表の欄外をご確認ください。
18	24	別紙2	1	1.5		PCB使用状況調査	調査後、PCB除去が必要となった場合、費用は発注者負担ということでしょうか？ 3.8 環境汚染物質での記載との整合性（負担者欄：事業者●となっている点）	ご理解のとおりです。 リスク分担表の欄外をご確認ください。
19	25	別紙3	1	1.4		許認可遅延	土対法 形質変更届の申請及び実務の協議は、着工前に届出及び協議が完了しているという考えでよろしいでしょうか？ (工事着手からの書類作成→協議では、工事着手が大幅に遅れるため)	対象工事面積は詳細設計の後に確定するため、関係機関協議は完了しておりません。 詳細設計の内容に応じて、関係機関との協議及び届出等を進めてください。
20	25	別紙3	1	1.6		想定外業務	注2 一定の金額・割合までは事業者が負担する。『詳細については、入札公告時に示す』 これについて、ご教授願います。	設計・工事請負契約書（案）をご確認ください。
21	25	別紙3	1	1.17		不可抗力	注2 一定の金額・割合までは事業者が負担する。『詳細については、入札公告時に示す』 これについて、ご教授願います。	設計・工事請負契約書（案）をご確認ください。
22	25	別紙3	1	1.20		物価	注2 一定の金額・割合までは事業者が負担する。『詳細については、入札公告時に示す』 これについて、ご教授願います。	設計・工事請負契約書（案）をご確認ください。
23	26	別紙3	2	2.1		事前調査	市が実施した調査での報告書を基に詳細設計するという事でしょうか。	ご理解のとおりです。
24	26	別紙3	2	2.2		計画・設計・仕様変更	リスク負担者の欄で、業法上、事業者からの請求による変更の協議が認められていると考えています。その認識でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
25	26	別紙3	2	2.2		計画・設計・仕様変更	場内 北側にある波羅密古墳、石碑は解体、撤去という考えでよろしいでしょうか。	ご質問にあるような場合については、その時々状況を勘案しての協議となります。
26	26	別紙3	2	2.2		計画・設計・仕様変更	場内 配水池周りの植栽、樹木、置石は撤去という考えでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

原目配水池更新事業 要求水準書に関する質問回答

No	ページ	大項目	中項目	小項目	細項目	項目名	質問の内容	回答
1	2	第1	2	(5)	イ	(エ)建築工事	建築工事対象について、閲覧資料8には設計思想の記載がなく、図面のみ提示となっていますが、この図面の通り計画すればよいのでしょうか。	事業者の提案に委ねます。
2	2	第1	2	(5)	イ	(オ)電気・計装設備工事	対象業務で(オ)電気・計装設備工事で記載されておりますが、既設電機メーカーをご教授下さい。	既設メーカーは株式会社日立製作所です。
3	2	第1	2	(5)	イ	(カ)詳細設計業務	より具体的な内容の提案、そして、精度の良い価格の設定を行うために、閲覧資料で提供されているPDFデータに加え、図面CADデータをご提供ください。	下記資料はお渡しできます。市水道管路課までお越しください。 ・閲覧資料4 ・閲覧資料5
4	4	第1	2	(6)	ウ	用地に係る規制等	1) 表1の宅地造成等規制法の右欄に「開発行為の許可が必要」とありますが、貴市においては宅地造成工事規制区域の指定を確認できませんでした。開発行為の許可の根拠をご教示願います。 2) 仮に開発行為の許可が都市計画法の規定に基づくものであった場合、開発許可適用除外確認に係る申請及び都市計画法に基づく協議とならないのでしょうか、併せてご教示願います。 なお、2(5)イ(キ)では、計画通知書(建築物)となっています。 3) 令和5年5月26日に、宅地造成及び特定盛土等規制法が施行されています。貴市においても、通称盛土規制法への対応が検討されていることと思いますが、当該事業の事業期間を通じて、盛土規制法への対応は必要ないと認識でよろしいのでしょうか。 4) 加えて、対応の必要が生じた場合は、法制度における貴市側のリスク負担との理解してよろしいのでしょうか。	1) 表1の宅地造成等規制法の欄は誤植です。要求水準書(修正版)をご確認ください。 2) 都市計画法上の開発行為の許可は不要です。また、2(5)イ(キ)を(建築物及び工作物)に修正します。要求水準書(修正版)をご確認ください。 3) ご理解のとおりです。 4) 対応の必要はありません。
5	4	第1	2	(6)	ウ	用地に係る規制等	開発行為に関する協議は、提案書作成時も可能との理解でよろしいでしょうか。また、可能の場合、協議の相手先もご教示願います。	開発行為に関する協議は不要です。
6	4	第1	2	(6)	ウ	用地に係る規制等	急傾斜の崩壊による災害の防止に関する法律の規定に基づく制限の有無と、必要な対応があればご教示いただくをお願いします。	本事業の建設用地は、急傾斜地崩壊危険区域に指定されていません。そのため、左記法規に基づく許可等は必要ありません。
7	7	第1	3	(2)	イ	モニタリング	市が実施するモニタリングの内容を具体的にご提示ください。	事業者が実施したセルフモニタリングの内容をもとに、履行確認を行います。

原目配水池更新事業 要求水準書に関する質問回答

No	ページ	大項目	中項目	小項目	細項目	項目名	質問の内容	回答
8	8	第1	4	(1)		用語の定義	各種調査、検討により、閲覧資料8の通りに計画ができないと判断された場合、契約変更となると考えますが、どのように行う予定でしょうか。	具体的な内容をご提示頂いた上で、協議します。
9	8	第1	4	(2)		前提条件	「既存配水池の・・・1池築造を行う」と記載されておりますが、運転方案が記載されている箇所と現状バルブは正常に機能するのをご教示下さい。	要求水準書（修正版）P.49 添付資料11をご参照ください。添付資料11の赤丸で示した部分が操作可能なバルブです。
10	8	第1	4	(2)	表3	工事取合い条件	表3 排水管工事について概要の記載はありますが、詳細についてご教授願います。	添付資料4をご参照ください。
11	10	第2	2			対象施設及び業務範囲	1 1ページの図1整備対象範囲において、本事業整備予定箇所が示されています。図中、配水池更新で示された各内容について、整備予定箇所の範囲内に収めることが求められているのでしょうか。添付資料3【参考図】一般平面図の内容との整合が図られていないように思います。	図1 整備対象範囲図中における整備予定箇所の範囲は目安です。
12	12	第2	3	(2)	ア	(イ)古墳調査	1) 古墳発掘調査は、貴市のホームページに掲載された「埋蔵文化財の取扱いについてのフロー」に従った手続き（整備予定箇所範囲内で施工を行う場合は、埋蔵文化財発掘届出書の提出を省略し、試掘調査依頼書を提出。施工が整備予定箇所の範囲外に及ぶ場合は、埋蔵文化財発掘届出書を提出）を行うとの理解でよろしいでしょうか。 2) 発掘届出書又は試掘調査依頼書の提出が必要となった場合の申請者についてもご教示をお願いします。	1) ご理解のとおりです。 2) 申請者は福井市上下水道局となります。
13	12	第2	3	(2)	ア	(ウ)雨水・汚水排水経路の確認	排水経路等に関する協議は、提案書作成時も可能との理解でよろしいでしょうか。また、可能の場合、協議の相手先もご教示願います。	事業契約の締結まで、関係機関への具体的な協議は控えて下さい。
14	13	第2	3	(3)	ア	詳細設計	「市が承諾した基本設計」とあるが、本業務では基本設計は対象外です。ここでいう「基本設計」とは閲覧資料8のことではないのでしょうか。	ご理解のとおりです。
15	13	第2	3	(3)	ア	詳細設計	添付資料6（29ページ）にはP Cタンクの屋根の構造・材質等が示されていますが、詳細設計の段階でこれらを変更しても差し支えないものと考えてよろしいでしょうか。	事業者の提案に委ねます。

原目配水池更新事業 要求水準書に関する質問回答

No	ページ	大項目	中項目	小項目	細項目	項目名	質問の内容	回答
16	13	第2	3	(3)	イ	(イ)配水池更新	防水塗装を行う要求となっているが、中性化対策として近年かぶり厚を大きくする施工を採用する事業者も多くなってきました。 発注者としても塗装の塗り替えをする必要がないメリットもありますが、この件に関して、事業者提案とはならないでしょうか。	代替案について明確な根拠等を提示いただけるのであれば、ご提案事項と考えています。
17	13	第2	3	(3)	イ	(イ)配水池更新	コンクリート面に防水塗装を行う仕様が規定されておりますが、無塗装仕様においても、防水性能を満たすことは可能と考えております。 閲覧資料内でも検討が見受けられませんでした。無塗装仕様は評価対象外となりますでしょうか。	代替案について明確な根拠等を提示いただけるのであれば、ご提案事項と考えています。
18	14	第2	3	(3)	イ	(イ)配水池更新	解体方法が具体的に記載されていますが、事業者提案にはならないのでしょうか。	事業者の提案に委ねます。ただし、要求水準書を満たす必要があります。
19	14	第2	3	(3)	イ	(イ)配水池更新	緊急遮断弁室の基礎が「べた基礎」と指定されていますが、根拠もしくは設計条件を要求水準書等に追記してください。	閲覧資料8をご参照ください。
20	14	第2	3	(3)	イ	(イ)配水池更新	1) 「基礎形式は・・・最適な工法を検討」と記載がありますが、閲覧資料に無い残置物について把握されているものがあればご教示ください。 2) 図面にある杭基礎以外の基礎形式についても、評価対象として考えてよろしいでしょうか。	1) 残置物に関する資料は、閲覧資料が全てです。 2) 適切な根拠に基づく杭基礎以外の基礎形式については、評価対象とします。
21	15	第2	3	(3)	イ	(ウ)配管関連	閲覧資料8によりますと、斜面配管は既設コンクリート製階段の上に設置する計画ですが、この通り施工した後に階段等が壊れた場合は、発注者の責となるという考え方でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。閲覧資料8にある斜面配管の設置方法は目安です。ただし、階段が壊れた場合においても斜面配管の流下能力は確保してください。
22	15	第2	3	(3)	イ	(ウ)配管関連	閲覧資料8によりますと、斜面配管は既設コンクリート製階段の上に設置する計画ですが、配管をこの上に配置しても問題のない強度があるのか、根拠もしくは設計条件を要求水準書等に追記してください。	閲覧資料8にある斜面配管の設置方法は目安です。既設階段の強度についてお示しできる資料はございません。
23	15	第2	3	(3)	イ	(ウ)配管関連	斜面配管の露出の場合SUSが指定されています。 閲覧資料で比較対象に含まれていない鋼帯外装ポリエチレン管等、本業務に適した提案をしてもよろしいでしょうか。	SUS指定です。

原目配水池更新事業 要求水準書に関する質問回答

No	ページ	大項目	中項目	小項目	細項目	項目名	質問の内容	回答
24	15	第2	3	(3)	イ	(ウ)配管関連	斜面配管と道路埋設配管との接続点(工事界)は、要求水準書で具体的に指定されておりません。事業者提案と考えるとよろしいでしょうか。	要求水準書P. 27 をご確認ください。
25	15	第2	3	(3)	イ	(ウ)配管関連	基本設計は階段に配管を布設する計画ですが、添付資料8【参考図】斜面配管計画図・詳細図(1)～(4)に示す通り施工した時、強度計算上問題はないのでしょうかご教示下さい。また、設計計算書をご提示ください。	閲覧資料8にある斜面配管の設置方法は目安です。既設階段の強度についてお示しできる資料はございません。
26	15	第2	3	(3)	イ	(ウ)配管関連	斜面階段部の地層とN値をご教示下さい。	お示しできる資料はございません。
27	15	第2	3	(3)	イ	(ウ)配管関連	施工にかかる立木伐採を行いますか、よろしいでしょうか。	ご質問にあるような場合については、その時々状況を勘案しての協議となります。
28	15	第2	3	(3)	イ	(エ)電気設備	電気室の基礎が「べた基礎」と指定されていますが、根拠もしくは設計条件を要求水準書等に追記してください。	閲覧資料8をご参照ください。
29	15	第2	3	(3)	イ	(オ)計装設備	「九頭竜浄水場の中央監視設備の改造を行うこと」とありますが、既存設備を改造することは特定の業者しか対応できません。公正な競争を行うためにも、中央監視設備や計装盤の改造は発注者が実施するのが本来あるべき姿と思われます。本業務の対象外とし、別途工事とすることは可能でしょうか。	対象外とすることはできません。
30	15	第2	3	(3)	イ	(オ)計装設備	「九頭竜浄水場の中央監視設備の改造を行うこと」と記載されています。中央監視設備との取り合いが必要ですが、既設電機メーカーをご教授下さい。	既設メーカーはメタウォーター株式会社です。
31	16	第2	3	(6)		周辺影響調査業務	(ア) 交通量 (イ) 周辺通行者状況調査について 調査を適切な方法により実施とありますが、現地確認をからの協議をお願いいたします。	事業契約の締結後に、協議に応じます。
32	17	第2	3	(7)		完成検査	工事完了しだい、完成検査及び引渡しを行っていただくことは可能でしょうか。	ご理解のとおりです。
33	17	第2	3	(8)	エ	工事費内訳書	本業務はDB方式でありますので、単価は事業者が設定することになると考えております。公共単価を使用した工事費内訳書は何のために必要なのでしょうか。	工事費内訳書の作成は工事着手の前に詳細設計に基づく総価契約の単価合意が必要と考えています。なお、公共単価の使用は要求水準書より削除します。要求水準書(修正版)をご確認ください。

原目配水池更新事業 要求水準書に関する質問回答

No	ページ	大項目	中項目	小項目	細項目	項目名	質問の内容	回答
34	20	第2	5	表6	1	1.4 アスベスト調査	アスベスト調査は民間企業で行いますが、除去工事が必要となった場合は追加工事と考えればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
35	22	第2	5	表8	2	2.1 事前調査	表8のリスク分担表（設計・建設）の事前調査では、事業者が実施した調査に関するものの分担者が事業者のみになっていますが、市が実施した調査で把握できなかったものが事業者の調査で明らかになり、工期の延期や事業費の増加の可能性が生じた場合、貴市と事業者との協議になるのではないのでしょうか。	ご理解のとおりです。リスク分担表の欄外をご確認ください。
36	23	閲覧資料一覧	閲覧資料1				閲覧資料1・竣工図の原図を貸与してください。	原図を貸与することはできません。
37	23	閲覧資料一覧	閲覧資料8				閲覧資料8内の設計書及び杭見積書においては、129本分の金額として計算されております。添付資料図面では105本×2池＝210本必要と見受けられますが、予定価格算出においては、どちらの形状となっているのでしょうか。	予定価格の算定は下記のとおりです。 129本×2池＝258本です。 なお、杭の仕様及び数量については、事業者提案に委ねます。
38	23	閲覧資料一覧	閲覧資料8				1) 閲覧資料8内の設計書作成以降見積提示を求められていない項目がありますが、予定価格算出において採用した単価は、いつ時点のものでしょうか。 2) 採用単価が閲覧資料8の設計書作成時の場合においては、現在までに生じた材料の高騰などに対する金額は、再見積として対応いただけるのでしょうか。	1) 2023年7月時点です。 2) 材料等の高騰に対しては設計・工事請負契約書（案）に従い、対応します。
39	26	添付資料	3			一般平面図	電気室はこの図面にしか記載ありませんが、この場所で決定でしょうか。	設置場所については事業者の提案に委ねますが、配水池付近を希望します。
40	32	添付資料	7			基礎杭配置図(1)	φ1000場所打ち杭 合計105本とありますが、杭工事以外での比較検討を含め、詳細設計検討を考えております。事業者提案が可能でしょうか。	事業者の提案に委ねます。



原目配水池更新事業 落札者決定基準に関する質問回答

No	ページ	大項目	中項目	小項目	細項目	項目名	質問の内容	回答
1	2	第2	2	(4)		定量化審査（性能評価）	入札参加者の提案書は、表3の採点基準により得点化を行うとされています。表3の採点基準は要求水準を基準としているため、要求水準書（添付資料【参考図】を含む。）と同内容の提案がされた場合は評価ランクEであり、要求水準書に示した内容を上回る具体的な提案である場合にはじめて、D～Aに相当するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
2	3	第2	2	(4)	表2	2.(1) 施設計画の基本方針及び全体配置	2.(1)の項目中に「動的解析」と記載されていますが、要求水準書にはその旨の記載がありません。具体的にどのような視点で採点されるのでしょうか。	様式集P.43【様式IV-10】に示すとおりです。
3	3	第2	2	(4)	表2	2.(1) 施設計画の基本方針及び全体配置	2.(1)の項目中に「動的解析」と記載されていますが、一般には経済性を追求するための方法と認識しております。一方、閲覧資料8では静的解析を行っております。今回対象の単純形状の配水池について、動的解析を行い、部材寸法を縮小の方向で検討してもよろしいのでしょうか。	事業者の提案に委ねます。

原目配水池更新事業 様式集に関する質問回答

No	ページ	大項目	中項目	小項目	細項目	項目名	質問の内容	回答
1	35	様式IV-4				事業計画・安定性	評価の視点において、「共同企業体の協定書及び協力企業の協力表明書に類する書面に基づき」とありますが、様式はありますか。	指定の様式はありません。
2	37	様式IV-6				地域貢献	1) 評価の視点において、「市内業者の活用や連携」と記載されていますが、ここでの市内業者とは、入札説明書1ページの用語の定義における市内業者との理解でよろしいでしょうか。 2) 入札説明書において優先的に市内業者の活用に努めることを求めている業務（入札説明書10ページ小項目ク）は、除くとの理解でよろしいでしょうか。	いずれについても、ご理解のとおりです。
3	37	様式IV-6				地域貢献	評価の視点では、「市内業者の活用や連携について、具体的な明示」が求められています。 ここでの具体的な明示とは、事業費全体（前記、市内企業の優先活用を求めている業務を除く。）に対する構成企業及び協力企業のうち、市内企業が実施する事業費、及び資機材の調達総額に対する市内企業からの調達額（定量的内容）が求められているとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 また、左記以外の点についても評価対象とします。

原目配水池更新事業 設計・工事請負契約書(案)に関する質問回答

No	ページ	章	条	項	号	項目名	質問の内容	回答
1	10		第19条			要求水準書及び設計図書の変更	「発注者は必要があると認めるときは、～要求水準書を変更し～工期又は請負代金額を変更し」とありますが、要求水準書が変更になった場合は、具体的に、どのような方法で金額を変更するのでしょうか。	発注者と事業者間での協議等によりますが、現時点では、金額の変更を伴う要求水準の変更を想定していません。もし変更となる場合は、その時々々の状況を勘案しての協議となります。
2	17		第39条	2		継続費又は債務負担行為に係る契約の特則	各会計年度の支払い限度額、出来高予定金額をご教授願います。	各会計年度の支払いは、入札参加者が【様式Ⅲ-4全体年次計画表】で提案した金額を転記する予定です。
3	25		第57条	9		契約不適合責任期間等	契約不適合責任期間についてご教授願います。 9「住宅～10年」とありますが、第57条「発注者は～2年以内」の請求とあります。 9の記載は該当なしということでしょうか。	本事業の工事の目的物に住宅は含まれないので、設計・工事請負契約の約款第57条第9項は本事業においては適用が無いこととなります。